

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後快速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○原田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がございまして、順次これを許します。広津素子君。

○広津委員 御質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

今回の改正におきまして、参加者をプロの投資者、特定投資家に限定した取引所を創設し、一般投資家への転売を制限して、その市場に上場される銘柄には現行の開示規制を免除し、簡素な情報提供の枠組みを新設するとされております。

ここで、一般の投資家には必要でプロの投資家には不要とされる情報とは、具体的にどのようなものでしょうか。また、その情報の不足を補うために、いわゆるプロの投資者と言われる方はわかりにどのような情報を用いて判断をすることが可能となるのか、お伺いします。普通に考えますと、プロの投資者の方が情報の分析力があり、より詳しい情報を必要といたしますので、お尋ね申し上げ

ます。

さらに、プロ向け市場に上場する企業については、取引所ではなく、取引所に承認された民間のアドバイザーが登録審査をすることを可能とする条項もあります。その法人は民間のアドバイザーなどで、登録審査される企業に対して必ずしも独立性があるとは言えないと思います。プロ向け市場への上場に当たり、上場資格の担保ができないのではないかと危惧いたしますが、いかがでしょうか。

○三國谷政府参考人 お答え申し上げます。

プロ向け市場でございますが、これはプロ向け市場への直接の参加者を情報の非対称性が基本的に少ないプロ投資家、特定投資家に限定いたしまして、情報提供の枠組みなどをプロ向け市場を開設する金融商品取引所等が自主的に構築する、そういう新たな規律に基づく市場としようというものでございます。

こういった観点から、プロ向け市場におきましては現行の開示規制を適用しないこととしておりますが、プロ投資家の投資判断に必要な情報提供を確保し、投資家保護を図る観点から、プロ向け有価証券の発行者に対しまして、一つは、有価証券の発行時に有価証券の内容に関する情報及びその発行者に関する情報、これを法令で特定証券情報と定義しておりますが、この提供または公表を義務づけることとしておられるところでございます。

また、二点目は、少なくとも年一回以上の発行者に関する情報、これを発行者情報と定義しておりますが、この提供または公表を義務づけることと

していただいております。

これらの情報の具体的な内容、言語、会計基準などにつきましては、今後この法案を受けまして金融商品取引所等が検討することになります。有価証券の内容に関する情報といたしましては、例えば発行条件あるいは有価証券の要項などが考えられるところでございます。また、発行者に関する情報といたしましては、財務情報などが考えられるところでございます。

なお、プロ投資家が投資判断を行う上でより詳細な情報が必要とする場合には、プロ投資家自身が、発行会社が公表している情報、アナリスト等による情報等を収集、分析することによりまして投資判断を行うものと考えているところでございます。

次に、二点目の委託の問題でございますが、現在、イギリスの AIM 市場等におきましてこういったプロ向け市場が隆盛をしておりますところでございますが、そういったところでも Nomad という制度がございまして、自主規制業務の委託等が行われているところでございます。

今回、できる限り取引所の創意工夫を認める、そういった観点から、自主規制業務につきまして、プロ向け市場に關しましてはその一部を自主規制法人以外に委託することができることとしておられるところでございますが、この場合におきましてもこの自主規制業務の実施についての最終的な責任は取引所が負っているとございまして、その上で、自主規制法人以外に委託できる自主規制業務を投資者保護の根幹にかかわる事項以外のもの

に限定しますとともに、委託に当たりましては、取引所に対しまして委託先における自主規制業務の適切な実施を確保するための措置などを義務づける、こういった方策を講じているところでございます。

○広津委員 わかりました。

次の質問に移ります。

今回の改正により、証券、銀行、保険会社等のファイアオール規制を見直し、証券、銀行、保険会社間の役職員の兼職規制を撤廃することになっていきます。

例えば、銀行の顧客名簿を証券や保険会社の顧客獲得に利用されることが顧客にとっては不利益であることがファイアオールをつくっていた理由だったわけですが、この点における顧客保護についてはどう解決されるのでしょうか。現在提出されている適正な情報の管理と適切な内部管理体制の整備というものでは、役員の下部に位置する内部管理組織で管理を行うことになるため、この組織は役員に対しては独立性がないと思います。そのため、管理体制としては弱いと考えますが、いかがでしょうか。

○三國谷政府参考人 今回の法案におきましては、銀行、証券、保険の間におきます役職員の兼職制限を撤廃する一方で、金融機関またはそのグループ会社による取引に伴いまして顧客の利益が不当に害されることがないよう、適正な情報管理を含む利益相反管理体制の整備を求めるところでございます。また、グループにおきます顧客情報の取り扱い

に關しましては、内閣府令の改正によりまして、法人顧客に關する非公開情報の授受につきまして、顧客に不同意、いわゆるオプトアウトの機会を付与した上で、情報の共有を認めることを考えているところでございますが、今般のファイアオール規制の見直しの後におきまして、顧客が望まない場合には、金融機関が顧客獲得などの目的で非公開の顧客情報を金融グループ内で共有することは禁止されることとなるわけでございます。

次に、役員との関係でございますけれども、今般のファイアオール規制の見直しにおきましては、役職員の兼職制限の撤廃を行っておりますが、今申し上げましたとおり、これにかわるものとしたしまして、自己規律に基づく利益相反管理のための体制整備を求めるところでございます。この枠組みのもとにおきまして、金融機関、金融グループにおきましては新たな業務展開が可能になる一方、業務運営に当たりましては、厳しい規律づけが求められることになる次第でございます。

諸外国におきましても、このような金融機関、金融グループの自主的な規律づけによります内部管理体制の整備、これを求める規制の枠組みが趨勢となっております。

議員御指摘の利益相反を管理すべき立場の役員が兼職すれば、その下の職員等はその意向に従わざるを得ないのではないか、あるいは適切な利益相反管理が行われないのではないかといった点におきましては、これは役員等においてそういった利益相反管理の趣旨を損なうような対応が行われ

た場合には、体制不備ということで行政処分の対象にもなるわけでございます。

当局といたしましては、金融機関における体制整備の状況につきまして、適切なモニタリングを行うことによりまして、規制の実効性の確保に努めてまいりたいと考えております。

○広津委員 わかりました。

ただ、今のお答えでは、例えば監査でも、内部統制組織は経営者をコントロールすることはできないわけですが、それは、下部組織に属する者が上の者をコントロールするということは無理で、したがって外部監査が必要ということになっておりまして、これは監査のイロハでございますので、これもやはり同じような独立性の問題が生じてくるだろうと私は思っております。そのため、これについてはもうちょっと考えることが必要ではないかと思えます。

次に、銀行、保険会社の業務範囲を見直し、銀行の兄弟会社に商品現物取引等の業務を解禁する枠組みを導入するという改正案につきまして御質問いたします。

最近のトウモロコシや原油の値段の異常な高騰には、世界人口の増加、地球温暖化による不作、バイオエタノールへの使用などの需給の問題以外に、商品取引、商品先物取引への大量の投機マネーの影響があったと思われま

す。そのような中、銀行や保険会社の業務範囲を見直し、銀行の兄弟会社にも商品現物取引、先物取引の業務を解禁するという枠組みを導入して、さらなる投機資金源を入れるに当たっては、どのよ

の争奪合戦の様相を呈しているというのが水野氏の指摘でございました。

彼の見解によりますと、十六世紀において価格革命が起こったこととの対比で論じています。

十六世紀に新大陸からたくさんのお金、銀がヨーロッパに流入をし、これが貨幣の増大をもたらした。そして、小麦の価格が当時六倍から八倍に上がったそうでございます。地中海ヨーロッパと東ヨーロッパが一体化をし、まさに当時のヨーロッパが拡大をしていく中で、封建中世から近代への歴史の大転換が行われたという指摘でございます。

そのようなアナロジーでいきますと、現在のグローバル資本主義の時代にあつて、世界経済が一体化をし、このような形で短期的な価格の大変動が起こるとするのは決して好ましいことではございません。

委員の御指摘を踏まえて、私もちょっと最近の事情を研究してみましたのでございますが、例えばサブプライムショックというものがこの一年ぐらいの間に何度か起こりました。例えば昨年八月にいわゆるパリバ・ショックというのが起こりまして、ニューヨーク・ダウを初め世界の株式市場が大変な下落をしたのでございます。そういったしますと、その直後に、例えばロイター・ジェフリーズ C R B 指数、これはエネルギーとか食糧の穀物価格の指標でございますが、この C R B 指数が異常な高騰ぶりを示す、そういった関連性が出てきております。つまり、サブプライムショックによって株式市場が下落をし、そのお金が C R B 指数

あるいは穀物エネルギー市場、そういったところに回っていくということが推測をされるわけでございます。

議員の御指摘のように、世界的な規制という意味もございしますが、市場取引に過度の規制というものを加えてまいりますと、厚みのある市場というのは形成されにくくなるということがございします。当面大事なことは、このような世界の金融資本市場の動揺をいかに静めていくか、そのための国際協調の枠組みが必要であるかと存じます。

○広津委員 丁寧な御説明、どうもありがとうございます。

これで私の質問を終わります。